

■議案第40号 損害賠償の額を定めることについて

【要旨】

本議案は、平成30年度に町が施工した「旧ビジネスホテル幸解体撤去工事」の振動が原因で隣接住宅に与えた損害を賠償するため、その損害賠償額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定により議会の議決を求めるものです。

【事案の概要】

当該ホテルは、県が定める避難路沿道建築物に該当し、耐震診断が義務化された建物となったため、平成29年3月に町が無償譲渡を受け、耐震診断を行ったものです。

その結果、耐震性が乏しいことが判明しましたので、平成30年7月から11月にかけて解体撤去工事を行っており、施工に際しては、周辺に住宅が密集していることから平成30年3月に工事損失の事前調査を、工事完了後の平成31年3月に事後調査を実施しています。

事後調査の結果、工事の振動を原因とする隣接住宅の損傷が複数箇所確認されましたが、施工業者の瑕疵は認められませんでしたので、工事請負契約の規定により町がその損害を賠償するものです。

なお、損害賠償額については、国土交通省が定める「公共工事に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る事務処理要領」を準用し、算定しています。

【発生場所等】

発 生 場 所	四万十町北琴平町
損害賠償額	732,518 円
相 手 方	住所 四万十町 氏名

【損害状況の一例】



【事前調査時】 なし

【事後調査時】 ひび割れの発生
損傷の状況 幅 0.3mm 以下
全長 35cm



【事前調査時】 なし

【事後調査時】 隙の発生

損傷の状況 幅 1.0mm

全長 58cm

【損害賠償額の算定根拠】

名 称	摘 要	金額 (円)
1 直接工事費		458,759
仮設工事	足場、養生、清掃片付等	170,455
基礎工事	クラック補修	3,564
基礎床工事	土間コンクリートクラック補修	29,521
既成コンクリート工事	ブロック目地はがし、補修	83,296
タイル工事	内装タイル張、目地補修	63,483
左官工事	内壁モルタル塗り	7,423
防水工事	シーリング	13,314
木製建具工事	ふすま、窓建具調整	4,870
金属製建具工事	アルミサッシ調整	20,309
内外装工事	天井ボード張り補修	5,837
解体工事	タイル撤去、モルタル撤去、カッター	56,687
直接工事費計 (458,759)		
2 諸経費		158,200
工事費計 (616,959)		
3 廃材運搬費		30,900
4 廃材処分費		1,140
工事価格計 (648,999)		
6 消費税相当額		51,919
7 その他経費	工事業者手配、打合せ、完了引き渡し	31,600
合 計		732,518

【根拠法令】

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）抜粋

（議決事件）

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

（１）～（１２） 略

（１３） 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。

（１４）・（１５） 略